

議案第18号

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年3月5日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|----------|-------------|----------|
| 別表第1（第3条関係） | | 別表第1（第3条関係） | |
| 職名 | 給料月額 | 職名 | 給料月額 |
| 町長 | 827,000円 | 町長 | 802,000円 |
| 副町長 | 662,000円 | 副町長 | 642,000円 |

(三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和44年三朝町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (給与) 第2条 略 2 給料の月額は、 <u>621,000円</u> とする。 3～6 略 | (給与) 第2条 略 2 給料の月額は、 <u>602,000円</u> とする。 3～6 略 |

(三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------------|--|-----------------|------------------|--|-----------------|
| 別表（第2条、第6条関係） | | | 別表（第2条、第6条関係） | | |
| 区 分 | 報酬の額 | 内国旅 行の旅 費 | 区 分 | 報酬の額 | 内国旅 行の旅 費 |
| 監 査 委 員 | 議会の議員のうちから 選任された委員 月額 <u>33,000円</u> 識見を有する者のうち から選任された委員 月額 <u>50,000円</u> | 略 | 監 査 委 員 | 議会の議員のうちから 選任された委員 月額 <u>32,000円</u> 識見を有する者のうち から選任された委員 月額 <u>48,000円</u> | 略 |
| 教 育 | 委員 長 月 額 <u>55,000円</u> | | 教 育 | 委員 長 月 額 <u>53,000円</u> | |

| | | | |
|------------------|--|------------------|--|
| 委 員 | 委員長職務代理者 月 額 <u>40,000円</u> 委員 月額 <u>37,000円</u> | 委 員 | 委員長職務代理者 月 額 <u>39,000円</u> 委員 月額 <u>36,000円</u> |
| 農 業 委 員 | 会長 月額 <u>55,000円</u> 会長職務代理者 月額 <u>40,000円</u> 委員 月額 <u>37,000円</u> | 農 業 委 員 | 会長 月額 <u>53,000円</u> 会長職務代理者 月額 <u>39,000円</u> 委員 月額 <u>36,000円</u> |
| 略 | | 略 | |
| 略 | | 略 | |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。